

4月の興行ご案内

大阪松竹座



▲2014年4月5日(土)~20日(日)

道頓堀角座

関西演芸協会65周年記念 角座演芸会

4月19日(土) 各前売り3,000円・当日3,500円
*ハガキ持参で前売り料金に!
第1部:12時開演(11時半開場)
土方兄弟/天然もろこし/ピックリツカサ/暁明夫・あきら
/桂坊枝/藤かほり/シンデレラエクスプレス/正司敏江
/桂福団治 *出演順 *トークコーナーあり(角座の思い出)

第2部:15時開演(14時半開場) ひこーき雲/レモンスカッシュ/
ラッキー舞/松島ひで夫・ひで丸/旭堂南北/若井ぼん・上純一
/山中一平社中/立山センター・オーバー/桂朝太郎/
レツゴー正児 *出演順 *トークコーナーあり(角座の思い出)

第3部:18時開演(17時半開場) 地獄の遺伝子/かみじょうたけし
/虹友美/若井やるき・たまる/桂文福/林健二/宮川青丸・
とん子/ミヤ蝶美・蝶子/暁照雄・光雄 (各回入れ替えあり)
*出演順 *トークコーナーあり(角座の思い出)

4月20日(日) 各前売り3,000円・当日3,500円
*ハガキ持参で前売り料金に!
第1部:12時開演(11時半開場)
ドリオザスリー/チキチキジョニー/宮崎げんき/ボルトボルス
/桂福楽/サムライ朝起太郎/若井りき・ゆうき/レツゴー長作
/平和ラッパ・梅乃ハッパ
*出演順 *トークコーナーあり(角座の思い出)

第2部:15時開演(14時半開場) コンチェルト/松原タニシ/
ペピィルッチ/伏見龍水/笑福亭鶴志/青芝フック・三島ゆり子/
天國日出若/幸助・福助/田淵岩夫/海原はるか・かなた/
横山ホットブラザーズ *トークコーナーあり(角座の思い出)

第3部:18時開演(17時半開場) 荒川いたし・篠原かいし/大吾・
小吾/竹井輝彦/桂小春団治/喜味家たまご/三吾・美コル/
横山たかし・ひろし/青芝フック・三島ゆり子 *出演順
*トークコーナーあり(角座の思い出) (各回入れ替えあり)

【問合わせ】 06-7898-9011(DAIHATSU MOVE 角座)
06-6622-7848(関西演芸協会)

道頓堀ZAZA
ソウエイ劇団 第5回公演
「1部」
『ミュージカル・ワンダーランド』
[2部]
『OSAKA B B W A V E L I V E』
4月5日(土)
(一部)開場14時開演14時30分
(二部)開場18時15分開演18時30分
料金
(一部) 前売1200円
当日1500円
(二部) 前売1500円
当日2000円
チケットの予約・お問い合わせ
株式会社創敵
電話:06-6584-7811

2014年よしもとライブ
スケジュール
・チケットよしもとお問い合わせ
専用ダイヤル
0570-550-100

太郎寄席
小佐田定雄 新作の会
11日(金) 19時
桂雀三郎ほか
花丸の会
22日(火) 19時
林家花丸ほか
料金
前売2000円 当日2500円

※4月1日から消費税増税に伴って
価格が改定されますので、くれ
ぐれもご注意ください

2014年 4月の行事予定

7月) とんぼりパーク清掃活動
14:00~パーク南側

10(木) いっとミナミ実行委員会
14:00~スタタカ

14(月) とんぼりパーク清掃活動
14:00~パーク南側

19(土) 道頓堀展
大阪くらしの今昔館

21(月) 4月度定例役員会
14:00~事務局

28(月) とんぼりパーク清掃活動
14:00~パーク南側

※パトロールは、後日事務局より
お知らせいたします。

お知らせ
春休みに入ると、自転車の来街者
も増え、放置自転車も増える傾向
にあります。
まずは、会員店舗の従業員の方から
近隣の駐輪場に自転車を停める
よう徹底してください。
(千日前通の駐輪場で1500円/
24時間で利用できます)

道頓堀商店会報

2014 3.26 No.102

道頓堀商店会事務局
〒542-0071 大阪市中央区道頓堀1-7-21 中座くいだおれビルB1
TEL.06-6211-4542 FAX.06-6211-9764
発行人:今井 徹 編集:広報委員会(吉田)

3月10日、南署で開催されま
した「ミナミ歓楽街環境浄化推
進協議会連絡会議」において毎
回問題となっております「大阪
市における客引き行為等への対
策について」条例化の進行に建
設局路政課より下記のとおり
報告がありました。もし、ご意
見・ご提案等があれば、大阪市
市民局でパブリック・コメント
を4月9日まで実施しています
ので公募下さい。市民局ホーム
ページで応募方法を説明してい
ます。



客引き対策への取り組み

客引き行為等の問題は、繁華
街を中心に市内各所において通
行の妨げになったり、しつこい行
為などで不愉快な思いをさせる
など、大きな問題となっております。

そこで、大阪市では客引き
行為等に一定の規制を加えるこ
とで、街を安心して通行、利用
できる快適な環境を確保するこ
とができるものと考え、新たな
条例の制定に向け検討してい
ます。

規制すべき客引き行為等とは

規制する「客引き行為等」とは
次の3つの行為をいいます。
▲客引き行為
不特定の人の中から特定の人に
対して客となるよう誘うこと。
※不特定多数人への呼びかけ、チ
ラシ等を配るなどの行為は除
きます。
▲勧誘行為
特定の人に対して役務の従事者
となるよう誘うこと。
▲客待ち行為
客引き、勧誘を行う目的で、う

客引き行為等への規制イメージ

- ★市内の公共の場所(道路、駅
前広場等)において客引き行
為等の一部を規制する。
- 客引き行為等そのものを禁
止するのではなく、次のよ
うな行為を禁止します。
- ①拒絶の意思を示している者
に対して行う「客引き行為」
「勧誘行為」
- ②通行の妨げとなる状態で行
われる「客引き行為等」
※通行の妨げとは、進路に
立ちふさがり、通行人に
追従する、たむろしてい
る状態になるなどをい
います。
- これらの違反行為を発見し
た場合、市職員による指導
が行われます。ただし、罰
則は設けません。
- ★市内に重点地区を設定する。
- 市長は、市内の公共の場所

において、禁止行為を無く
すための取組を積極的に行っ
ていく地区を、「重点地区」
と指定します。

※地区は、ミナミ地区、キ
タ地区、京橋地区など、
環境浄化活動を行っている
地区を想定しています。

●同地区においては、地域の
住民との協働による取組を
行うことを検討しています。
※取組例:地区の代表の
方々が違反者に対し指導
啓発を行うこと等

★重点地区内に禁止路線を設定する。

●市長は、重点地区の中でも、
観光地など、特に誰もが安
心して通行、利用できる快
適な環境を確保する必要が
ある道路等を、「禁止路線」
と指定します。

※禁止路線については、限
られた範囲での設定を考
えています。戒橋などの
ように、通行量が多く、
また苦情が多数寄せられ
ているなど、現に問題が
発生していることについ
て、地元の関係者等と協

議し選定することになり
ます。

★禁止路線では一切の客引き行為等を禁止する。

●快適な通行や利用を確保す
るために公共の場所におけ
る規制より厳しい規制とな
りますが、ごとの客引き行
為等を禁止します。

●禁止路線においては、市職
員による重点的なパトロー
ルが実施されます。
●これらの違反を発見すれば
指導を行い、従わない場合
は、勧告や命令を加え、そ
れでも従わない場合は、5
万円以下の過料を徴収しま
す。
併せて、違反者名、違反事
実等を公表することも検討
しています。

★規制対象者は、客引き行為等
を行っている人、その雇い主で
ある事業者、事業者から委託
を受けている客引き専門業者
等です。